

「SPAC制度の在り方等に関する研究会」
設置要綱

株式会社東京証券取引所

1. 目的

- 米国その他の諸外国の金融商品取引所に見られる「SPAC」（特別買収目的会社）の上場制度について、これと同様の制度を我が国でも導入することの意義及び必要性を整理するとともに、諸外国における制度及び実務を踏まえつつ、我が国において制度構築を行う場合の課題の検討及び提言を行うことを目的として、研究会を設置する。

2. メンバー構成

- 研究会は、学識経験者、機関投資家、ベンチャー企業、金融商品取引業者その他の市場関係者をもって構成する。
- 研究会には、必要に応じて、関係省庁・関係団体がオブザーバーとして参加できるものとする。
- 研究会における議論のテーマに応じて、必要により、ゲストスピーカーを招聘することがある。

3. 運営方法

- 研究会における議事は「非公開」とする。
- 研究会における議論の透明性確保のため、開催後遅滞なく、研究会資料及び議事要旨を、株式会社日本取引所グループウェブサイトを通じて公表する。
- 研究会には、座長を置くものとする。
- 研究会の進行及びとりまとめは座長が行う。
- 研究会の運営事務局は、株式会社東京証券取引所（上場部）が行う。

4. 備考

- あらかじめ、研究会メンバー及びオブザーバーとの間では、未公表の研究会資料及び議事内容に関する秘密保持の合意を得るものとする。